令和５年小田原市議会６月定例会議案

（議案第４１号～議案第４５号）

令和　５　年　６　月　１　日提出

目　　次

○条例議案

議案第４１号　小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例……１

議案第４２号　小田原市市税条例の一部を改正する条例……２

議案第４３号　小田原市印鑑条例の一部を改正する条例……３

議案第４４号　小田原市火災予防条例の一部を改正する条例……４

○事件議案

議案第４５号　財産の取得について（高規格救急自動車）……７

条　例　議　案

議案第４１号

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

小田原市附属機関設置条例（昭和５４年小田原市条例第１号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部小田原市子ども・子育て会議の項の次に次のように加える。

橘地域認定こども園整備事業者選定委員会	橘地域認定こども園整備事業に係る設計、施工等の業務を行う事業者の選定に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	９人以内

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和　５　年　６　月　１　日提出

小田原市長　守　屋　輝　彦

（理由）

市長の附属機関として橘地域認定こども園整備事業者選定委員会を設置するため提案するものであります。

議案第４２号

小田原市市税条例の一部を改正する条例

小田原市市税条例（昭和５０年小田原市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第２６条第１号エ中「及び側面」を「、側面」に改め、「３輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号）第１条第１項第１３号の６に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第２６条の規定は、令和６年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和５年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

令和　５　年　６　月　１　日提出

小田原市長　守　屋　輝　彦

（理由）

地方税法施行規則が一部改正され、特定小型原動機付自転車に対する軽自動車税の種別割の標準税率に係る所要の整備が行われることに伴い、これに応じた措置を講ずるため提案するものであります。

議案第４３号

小田原市印鑑条例の一部を改正する条例

小田原市印鑑条例（昭和５４年小田原市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第１６条第２項中「平成１４年法律第１５３号」の次に「。以下「公的個人認証法」という。」を加え、「利用者証明用電子証明書が記録された」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されている」に改め、「限る。）」の次に「又は電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）第１２条の２第４項第２号ロに規定する移動端末設備（当該移動端末設備に組み込まれた公的個人認証法第３５条の２第１項に規定する電磁的記録媒体に同項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）」を加える。

附　則

この条例は、公布の日から起算して９月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

令和　５　年　６　月　１　日提出

小田原市長　守　屋　輝　彦

（理由）

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律が一部改正され、公的個人認証に係る移動端末設備用の電子証明書等の利用が開始されることに伴う所要の整備を行うため提案するものであります。

議案第４４号

小田原市火災予防条例の一部を改正する条例

小田原市火災予防条例（昭和３７年小田原市条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第１１条の２第１項中「自動車等（道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第２条第１項第９号に規定する自動車又は同項第１０号に規定する原動機付自転車をいう。第１２号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力２００キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む」に改め、同項第１号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあっては」に改め、同号に次のように加える。

ア　不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ　分離型のものにあっては、充電ポスト

第１１条の２第１項第２号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあっては、この限りでない。

第１１条の２第１項第６号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同項第７号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクターが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同項第１１号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第１２号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第１３号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第１６号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第１８号を第１９号とし、第１７号を第１８号とし、第１６号の次に次の１号を加える。

(17)　急速充電設備のうち分離型のものにあっては、充電ポストに蓄電池（主として

保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第１６条第１項中「いう」の次に「。以下同じ」を加える。

第２３条第３項を削り、同条第４項第２号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第７に定めるものとしなければならない」を「健康増進法（平成１４年法律第１０３号）第３３条第２項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この限りでない」に改め、同項を同条第３項とし、同項の次に次の１項を加える。

４　第２項又は前項第２号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては国際標準化機構が定めた規格第７０１０号又は日本産業規格Ｚ８２１０に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては国際標準化機構が定めた規格第７００１号又は日本産業規格Ｚ８２１０に適合するものとしなければならない。

第２３条第５項中「前項第２号」を「第３項第２号」に改める。

別表第５から別表第７までを次のように改める。

別表第５から別表第７まで　削除

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１１条の２第１項の改正規定及び次項の規定は、令和５年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の小田原市火災予防条例（以下「新条例」という。）第１１条の２第１項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

３　新条例第２３条第３項第２号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成３０年法律第７８号）附則第３条第１項の規定により読み替えて適用される健康増進法第３３条第２項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」とする。

４　この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第２３条第２項又は第３項第２号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、同条第４項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和 5 年 6 月 1 日提出

小田原市長　守　屋　輝　彦

（理由）

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が一部改正され、電気自動車等の充電のための急速充電設備に係る設置要件の緩和が図られることに伴い、これに応じた措置を講ずる等のため提案するものであります。

事　件　議　案

議案第４５号

財産の取得について

令和５年５月９日に指名競争入札に付した高規格救急自動車（１台）の取得について、次のとおり物件供給契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年小田原市条例第５号）第３条の規定により、議会の議決を求める。

１　契 約 金 額　　２０，６８０，０００円

２　契約の相手方　　神奈川県横浜市都筑区川向町８８０番地の１

神奈川トヨタ自動車株式会社

特販部　部長　首　藤　　豊

３　納 入 期 限　　令和 ６ 年 ２ 月２９日

令和 ５ 年 ６ 月 １ 日提出

小田原市長　守　屋　輝　彦